アドミニストレーション

第5巻3号

1999年3月

特別寄稿

Max Weber und die Entstehung des modernen, marktorientierten Kapitalismus	Wolfgang Mommsen	(1)
論説		
コーポレート・ガバナンスについて ――企業統治の国際比較――	丹生谷 龍	(23)
電力設備産業の育成と技術者養成に関する一提言	市村 憲治 神崎 孝政	(69)
法と道徳の区別と連関	永尾 孝雄	(100)

熊本県立大学総合管理学会

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

- 第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。
- 【目 的】
- 第3条 本会は、総合管理学(アドミニストレーション)に関わる研究および発表を目的とする。 【事 業】
- 第4条 本会は次の事業を行う。
 - (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
 - (2) 研究会、講演会の開催
 - (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

- 第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。
 - (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手(普通会員)
 - (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生(院生会員)
 - (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生(学生会員)
 - (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者(特別会員)
 - (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者、およびその他評 議員会において推薦した者(名誉会員)

【会費】

- 第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。
 2 会費については評議員会が別にこれを定める。
- 【「アドミニストレーション」の無料配布】
- 第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発 行日より5年経過した場合はこの限りではない。
- 第3章 運営
- 【役員】
- 第8条 本会には以下の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 評議員
 - (3) 理事
 - (4) 監査役
 - 2 本会は、上に挙げた役員の他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

-(略)-

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝(熊本県立大学学長)

会 長 渡邊 榮文 (熊本県立大学総合管理学部学部長)